

福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した 堆肥化施設の安全確保に関する指導指針

第1 目的

この福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針（以下、「指針」という。）は、福島県内に設置される園芸用施設の安全性を確保することを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、野菜、花きなどの園芸作物の栽培を目的として設置されるガラス室、鉄骨ハウス、鉄骨補強パイプハウス又はパイプハウスであって第3の1から4に該当する園芸用施設に適用する。

また、水稻育苗、特用林産物など園芸作物以外の農林水産物の栽培若しくは養殖又は家畜ふん尿等の堆肥化を目的として設置される施設についても同様に適用する。

なお、畜舎（家畜・家禽を収容する施設をいう。）は、原則としてこの指針の適用外であり、建築基準法が適用されることに留意すること。

第3 用語の定義

この指針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

1 ガラス室

木質、金属質の構造部材を用いて構成された骨組をガラスで被覆したもので、園芸施設共済事務取扱要領（昭和54年3月30日付け54農経B第871号農林水産省経済局長通知）第9節の3の特定園芸施設の区分（以下、「特定園芸施設区分」という。）のうちガラス室Ⅰ類又はⅡ類に区分されるものをいう。

2 鉄骨ハウス

金属質の構造部材を用いて構成された骨組をプラスチックフィルム又は硬質プラスチック板で被覆したもので、特定園芸施設区分のうちプラスチックハウスⅣ類又はⅤ類に区分されるものをいう。

3 鉄骨補強パイプハウス

屋根または主要な骨組が鋼管で構成されており、コンクリート製などの置き基礎と鉄骨の柱・梁等で補強され、プラスチックフィルムで被覆したもので、特定園芸施設区分のうちプラスチックハウスⅢ類に区分されるものをいう。

4 パイプハウス

小径の鋼管を用いて作られた骨組をプラスチックフィルムで被覆したもので、特定園芸施設区分のうちプラスチックハウスⅡ類に区分されるものをいう。

5 園芸用施設安全構造基準

地域の自然条件に照らして、耐風、耐雪構造を有し、安全で耐用年数が長く、かつ、投資効率の高い園芸用のガラス室及び鉄骨ハウスの構造安全基準として、一般社団法人日本施設園芸協会（以下、「協会」という。）が昭和50年11月に作成し、農林省が昭和51年7月21日付け51食流第3611号（構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長の連名）で都道府県知事に対し設計・建築等を指導する際に参考とするよう通達したものをいう（平成28年7月改訂 以下「構造基準」という。）。

6 地中押し込み式パイプハウス安全構造指針

構造基準の1. 1の4)から8)の構造計算に係る規定を適用しない地中押し込み式パイプハウスの設計・施行・保守管理について協会が平成10年6月に策定したものをいう（以下、「パイプハウス安全指針」という。）。

7 園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針

構造基準の1. 1の4)から8)の構造計算に係る規定を適用しない鉄骨補強パイプハウスの設計・施行・保守管理について協会が平成11年9月に策定したものをいう(以下、「補強パイプハウス安全指針」という。)

8 低コスト耐候性鉄骨ハウス施工マニュアルー風対策ー

強風地域において鉄骨ハウス建設のコスト低減化を図ることを目的として、協会が平成13年3月に策定したものをいう(以下、「風対策施工マニュアル」という。)

9 低コスト耐候性鉄骨ハウス施工マニュアルー雪対策ー

積雪地において鉄骨ハウス建設のコスト低減化を図ることを目的として協会が平成14年3月に策定したものをいう(以下、「雪対策施工マニュアル」という。)

10 低コスト耐候性ハウス

風対策施工マニュアル又は雪対策施工マニュアルに準拠した鉄骨ハウス又は鉄骨補強パイプハウスをいう。

11 建築主

園芸用施設に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

12 設計者

その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。

13 工事施工者

工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

14 ハウスメーカー等

ガラス室、鉄骨ハウス、鉄骨補強パイプハウス又はパイプハウスの製造又は販売を業とする者をいう。

第4 園芸用施設安全確保対策

1 県内に設置される園芸用施設は次の要件を満たすものとする。

- (1) ガラス室又は鉄骨ハウスの設計及び施工にあたっては、構造基準に準拠すること。
- (2) 鉄骨補強パイプハウスの設計及び施工にあたっては、補強パイプハウス安全指針に準拠すること。
- (3) パイプハウスの設計及び施工にあたっては、パイプハウス安全指針に準拠すること。
- (4) 低コスト耐候性ハウスのうち鉄骨ハウスに該当するものについては構造基準に準拠することとし、鉄骨補強パイプハウスに該当するものについては補強パイプハウス安全指針に準拠すること。

2 園芸用施設の安全性を確保するため、建築主、設計者、工事施工者又はハウスメーカー等は次のことに留意するものとする。

- (1) 建築主は、設計及び施工に当たって、安全性の確保について設計者及び工事施工者と十分検討するとともに、建築後は善良なる保守管理に努めること。
- (2) 設計者は、設計に当たって、風、雪等の自然環境条件に対する安全性の確保に努めること。
- (3) 工事施工者は、工事施工に当たって、設計に基づく適正な施工に努めること。
- (4) ハウスメーカー等は、ガラス室又は鉄骨ハウスの型式ごとに構造計算書など構造の安全性に関する情報の提供に努めること。

3 福島県農林水産部は、園芸用施設の安全性を確保するため、次の対策を講じる。

- (1) この指針を適用する園芸用施設か否かの判断は所轄農林事務所農業振興普及部が担当し、疑義が生じた場合の照会には園芸課が回答すること。
- (2) 構造基準、パイプハウス安全指針、補強パイプハウス安全指針、風対策施工マニュアル及び雪対策施工マニュアルの周知に努めること。
- (3) 補助事業によりガラス室又は鉄骨ハウスを設置する場合は、構造の安全性を確保するため、別紙の「園芸用施設補助事業の審査確認事務取扱について」により審査及び確認を行うこと。

なお、鉄骨補強パイプハウスであっても、低コスト耐候性ハウスについては、同様に審査及び確認を行うものとする。

第5 その他

この指針で定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この指針は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年2月27日から施行する。

(別紙)

園芸用施設補助事業の審査確認事務取扱について

1 設計審査

- (1) 設計審査については、原則として各所属の補助事業実務担当者が、事業実施主体、設計者等立会のもと行うこと。
- (2) 別記様式第1号の園芸用施設補助事業設計審査表に基づき、審査を行うこと。

2 成果確認調査

- (1) 交付の決定の内容及び条件を基準として、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」に基づき、補助事業等の成果が適合するかどうかを確認すること。
- (2) 成果確認調査のうち現地調査については、原則として、事業実施主体、工事監理者等の立会のもと、別記様式第2号の園芸用施設補助事業成果確認調査表に基づき、実施すること。

別記様式第1号

園芸用施設補助事業設計審査表

所属：

審査項目	審査項目	審査内容	可否	備考
設計図書	1 実施設計書			
	a 費用明細			
	1) 数量	数量計算書との照合		
	2) 単価	単価の決定根拠等		
	3) 計算内容	掛算、足し算の正誤		
	4) 諸経費	率算定の根拠等		
	b 数量計算書			
	1) 数量の確認	図面等根拠の確認		
	2) 計算内容	掛算、足し算の正誤		
	c 参考見積り			
	1) 2社以上の見積り	有無の確認		
	2) 一式の内容確認			
	2 仕様書			
	a 一般仕様書	有無の確認		
	b 特記仕様書	有無の確認		
	1) 必要部材の明示	有無の確認		
	3 関係図面			
	a 平面、立面図等	有無の確認		
	b 軸組図等	有無の確認		
	c 各部断面図	有無の確認		
	d 基礎関係図面	有無の確認		
	e その他必要な図面	有無の確認		
	構造計算	1 構造計算		
a 構造計算書		有無の確認		
b 構造計算基準				
1) 構造基準		使用の有無		
2) 風対策施工マニュアル		使用の有無		
3) 雪対策施工マニュアル		使用の有無		
4) その他の基準		基準の確認		
c 設計条件				
1) 部材重量		図面との整合		
2) 作物、内部荷重		設計条件の確認		
3) 積雪荷重		設計条件の確認		
4) 風圧		設計条件の確認		
5) その他荷重		設計条件の確認		
6) 地耐力		現場条件確認		
d 計算結果				
1) 各断面毎の安全性		安全性を確認		
2) 各使用部材の安全性		安全性を確認		
3) 基礎部の安全	安全性を確認			
年 月 日				
設計審査担当者	職	氏名		
設計審査説明者	所属			
	職	氏名		

別記様式第2号

園芸用施設補助事業成果確認調査表

調査項目	調査内容	確認欄
書類整備	関連書類として、次のものが整備されているか。	
	1 設計図書（出来高設計書）	
	2 施工管理関係書類	
	3 施工管理写真類（着工前、竣工時等）	
	4 調査立会者名簿	
	5 入札結果等関連書類	
	6 契約書類等関連書類	
	7 各検査済書の写し（各検査済書の主なものは次のとおり） ① 施工業者の社内検査書 ② 事業実施主体（発注者）の引取検査調書（検収調書） ③ 市町村の成果確認書（補助主体である市町村に対する県費間接補助の場合）	
出来高照合と構造設計	施設の安全性を確保する事項として次の要件を満たしているか。	
	1 構造、規模、形状等が設計図書（出来高設計書）と相違ないか。	

※1 「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」に定められた「補助事業等成果確認書」に添付すること。

※2 確認欄には、各項目の内容について事業実施主体等に確認をし、要件を満たしている場合に○を記入すること。